

第 6395 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 3月 10日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 振替納税

Q：確定申告の納税を振替納税にしようと思います。振替日はいつになりますか？

A：所得税と消費税では、振替日が違い、次のようになっています。

【解説】

令和元年分確定申告分の振替日は次のとおりです。

- ・所得税及び復興特別所得税…令和2年4月21日(火)
- ・消費税及び地方消費税…令和2年4月23日(木)

振替納税をする場合は、次の点に注意してください。

- ①振替納税を初めて利用される人は、口座振替の依頼書を納期限までに所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関に提出する必要があります。
- ②振替納税は申告期限までに申告書が提出された場合に限り利用することができます。
- ③残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限(令和元年分の所得税及び復興特別所得税は令和2年3月16日、消費税及び地方消費税は令和2年3月31日)の翌日から完納の日までの期間の延滞税を本税に併せて納付する必要があります。この場合は、現金又は電子納税などにより納付することになります。
- ④転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要になります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】